

子ども被災者支援法第8条第1項に基づく
支援対象地域の見直しについて

子ども被災者支援法附則2に基づき、支援対象地域を見直した結果、発災以降の放射線量は全体として低減傾向にあるものの、一方で今後もなお支援が必要と考えられることなどを総合的に勘案し、引き続き、福島県中通り及び浜通りの市町村（避難指示区域等を除く。）とすることとしました。

引き続き、支援対象地域に加え、施策ごとに支援対象地域より広範囲な地域を準支援対象地域として定めることで、支援を必要とする者に必要な施策が届けられるよう、関係自治体及び省庁と施策の推進に努めてまいります。

【問い合わせ先】

復興庁法制班 納富、清水

TEL : 03-5545-7230

FAX : 03-5545-0525